

平成31年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 （2月19日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	9
管理者提出議案の上程及び説明	16
議案第1号の説明、質疑、討論、採決	17
議案第2号の説明、質疑、討論、採決	20
議案第3号の説明、質疑、討論、採決	22
議案第4号の質疑、討論、採決	26
閉会中の継続審査の件	29
管理者挨拶	29
閉 会	29

埼玉中部環境保全組合告示第1号

平成31年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月12日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 平成31年2月19日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 3 議案第3号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）
- 4 議案第4号 平成31年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	諏 訪	三 津 枝	議 員	2 番	橋 本	稔	議 員
3 番	坂 本	晃	議 員	5 番	田 中	克 美	議 員
6 番	中 野	昭	議 員	7 番	渡 邊	良 太	議 員
8 番	松 島	修 一	議 員	9 番	金 子	眞 理 子	議 員
1 0 番	岸	昭 二	議 員	1 1 番	尾 崎	豊	議 員
1 2 番	神 田	隆	議 員	1 3 番	杉 田	し の ぶ	議 員
1 4 番	内 野	正 美	議 員				

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成31年第1回（2月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成31年2月19日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 第11 議案第4号の質疑、討論、採決
- 第12 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	諏訪三津枝	議員	2番	橋本稔	議員
3番	坂本晃	議員	5番	田中克美	議員
6番	中野昭	議員	7番	渡邊良太	議員
8番	松島修一	議員	9番	金子真理子	議員
10番	岸昭二	議員	11番	尾崎豊	議員
12番	神田隆	議員	13番	杉田しのぶ	議員
14番	内野正美	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	宮崎善雄	君
副管理者	原口和久	君
副管理者	現王園孝昭	君
会計管理者	栗林一之	君
事務局長	成井治久	君
総務課長	大野猛	君

○職務のため出席した事務局職員

書記	矢野進
----	-----

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○中野 昭議長 ただいまから平成31年2月第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立しています。
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いをいたします。

◎開議の宣告

○中野 昭議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○中野 昭議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○中野 昭議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、5番、田中克美議員、7番、渡邊良太議員、8番、松島修一議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○中野 昭議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る2月12日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

田中議会運営委員長。

○田中克美議会運営委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る2月12日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告につきましては、議会行政視察報告、管理者諸報告であります。なお、議会行政視察報告は渡邊副議長より行います。

日程第6、一般質問、質問通告者は1名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて

1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第7、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第10、議案第3号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）。

日程第11、議案第4号 平成31年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算。

日程第12、閉会中の継続審査の件。

議事日程については以上でございます。

次に、日程第10、議案第3号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）の終了後、休憩をとりまして、日程第11の議案第4号 平成31年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算の細部説明については、全員協議会を開催することに決定いたしました。

以上が2月12日に行われました議会運営委員会の報告でございます。

よろしくお願いいたします。

○中野 昭議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○中野 昭議長 日程第4、会期の決定につきましては、田中議会運営委員長の報告のとおり、2月19日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○中野 昭議長 日程第5、諸報告を行います。

初めに、昨年10月29日から31日まで議会行政視察を実施しておりますので、副議長からその報告を申し上げます。

渡邊副議長。

○渡邊良太副議長 議長の命により、平成30年度議会行政視察研修の概要につきまして報告させていただきます。議会行政視察研修報告書の2ページをお願いします。

平成30年度の議会行政視察は、10月29日から31日の日程で実施しております。視察先は、29日に北海道岩見沢市「いわみざわ環境クリーンプラザ」、30日に室蘭市「日鉄住金セメント株式会社」、31日に函館市「日乃出清掃工場」であります。視察目的は、ごみ処理施設等を視察し、見識を深めることとあります。

参加者は、中野議長、諏訪議員、橋本議員、坂本議員、田中議員、松島議員、岸議員、尾崎議員、神田議員、内野議員、そして私、渡邊の11名であり、執行部より2日目から宮崎管理者のご参加をいただき、事務局より2名が随行しております。

初めに、29日に視察いたしました「いわみざわ環境クリーンプラザ」の概要について申し上げます。いわみざわ環境クリーンプラザでは、最初に岩見沢市議会の井端議長からご挨拶をいただき、その後岩見沢市環境部廃棄物対策課の近藤課長及び施設の管理運営を受託している荏原環境プラントの宇野所長から説明を受けました。岩見沢市は、北海道中西部に位置しており、札幌市まで約40キロの距離にある人口約8万人の都市であります。

いわみざわ環境クリーンプラザは、平成27年4月に竣工した施設で、ストーカ炉、1日当たりの処理能力は100トン、余熱利用は全量を発電に使用しており、その能力は1,200キロワット、事業費は約78億円であります。施設の運営管理につきましては、20年間の長期包括契約で、平成29年度の委託料は7億6,631万円とのことで、売電による収入は全て運営会社に入る契約とのことであります。また、平成30年度に旧北村の焼却施設の解体工事を進めていくとのことで、過疎債を活用し、事業費は約9,000万円とのことであります。なお、焼却施設本体は解体し、更地に復元しますが、地元から附属施設である管理棟、倉庫、焼却灰保管庫を農機具の保管庫として利用したいとの申し出があり、焼却灰保管庫内を高圧洗浄するなどして再利用の申し出があった施設を残した上で、敷地全体を地元へ譲渡するとのことであります。また、ショベルローダーなどの機材については、岩見沢市で除雪作業等に活用していくとのことであります。

次に、30日に視察いたしました室蘭市「日鉄住金セメント株式会社」の概要について申し上げます。日鉄住金セメント株式会社では、総務部総務課の久保課長から説明を受けました。まず初めに、11月1日から工場の定期修理を実施するとのことで、製造プラントが全面シャットダウンしていて、工事見学ができない旨のお話がありました。日鉄住金セメント株式会社室蘭工場は、昭和29年6月、新日鐵住金株式会社と住友大阪セメント株式会社の共同出資により設立された工場であります。セメント生産能力は年間160万トン、161名の従業員を有し、工場敷地面積は22万9,000平方メートルであります。

初めに、高炉セメントの製造工程を説明していただきました。銑鉄を製造する際に副産物として生成される高炉スラグを配合したセメントであり、国内では系列会社である北九州市の新日鐵高炉セメントと日鉄住金セメント室蘭工場の2つしかないとのことであります。セメント産業が資源循環型社会構築の一翼を担い得る「静脈産業」であるとの認識のもと、火力発電所で発生する石炭灰を初め、下水道汚泥や肉骨粉など約80種類にも及びりサイクル資源を処理しているとのことであります。また、国内のセメント量全体に占める高炉セメントの割合は20%弱であり、PCB廃棄物についても室蘭市内の事業所を通し排出されるPCB処理後の紙くずや木くずを処理しているとのことであります。企業活動に伴う環境への負荷をできるだけ低減するよう努め、21世紀の課題でもあ

る「地球環境保全」に向けた取り組みを積極的に推進しているとのことであります。

次に、31日に視察いたしました函館市「日乃出清掃工場」の概要について申し上げます。日乃出清掃工場では、函館市環境部の田中清掃工場所長からご挨拶をいただき、業務担当の竹次氏から説明を受けました。函館市は、北海道南端の渡島半島南東部に位置しており、札幌市、旭川市に次ぐ北海道第3の人口約26万人を有する中核市であります。

日乃出清掃工場は、昭和50年2月に竣工した施設で、ストーカ炉、1日当たりの処理能力120トンの焼却炉2基で供用開始し、平成4年に1日当たりの処理能力180トンの焼却炉を増設し、現在に至っています。余熱利用は、地元対策として建設した公衆浴場「日乃出いこいの家」へ配給するとともに、発電に使用しており、その能力は1,660キロワットであります。

施設の運営管理につきましては、受け入れから計量等、市職員24名で対応し、市直営で運営していますが、運転管理の一部については業者委託しているとのことであります。また、施設の老朽化に伴い、今年度から着手する大規模改修については、他の建設適地を選定できず、現在の焼却施設の建屋をそのまま使用し、施設を稼働しながら、内部のプラント設備を改修していくとのことであります。なお、本改修工事の経費については230億円を見込んでおり、新設した場合の試算より50億円安価で対応できるとのことであります。

以上、視察の概要を申し上げますが、活発な質疑が行われ、大変有意義な研修でありましたことを申し添えまして、報告といたします。

なお、主な質疑について、4ページから記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上で議会行政視察研修の報告といたします。

○中野 昭議長 ありがとうございます。

議会行政視察報告が終わりました。

続きまして、管理者から10月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 おはようございます。本日ここに、平成31年2月第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましてはご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、昨年10月定例会以降の事務の執行状況について報告を申し上げます。お手元に配付させていただきました、平成30年4月から本年1月までの運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ2万9,902.32トン、粗大ごみ1,108.29トン、合計3万1,010.61トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ233.57トンの増、粗大ごみ76.19トンの増、合計では309.76トン、1.01%の増でありました。他団体からは、大里広域市町村圏組合か

ら3,277.27トン、小川地区衛生組合から882.23トン、川島町から291.31トンの可燃ごみを受託処理しております。

次に、灰の処分につきましては、3,750.58トン全量をセメント原料として処理委託しております。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理を継続しており、焼却炉等定期点検整備委託等の定期点検整備及び灰押出装置修繕等を実施しております。

次に、第2期大間処分場につきましては、地元鴻巣市とともに今後の対応について調整をしているところでありますが、特に進展はございません。

また、昨年9月6日付で提訴されました損害賠償請求事件に対する住民訴訟につきましては、代理人弁護士として吉見町の顧問弁護士である栄総合法律事務所に委託し、昨年12月に着手金54万円をお支払いしております。第1回口頭弁論が11月12日に行われました。その後、裁判官が訴状の内容について論点整理をすることから、弁論準備を行うこととなり、本年1月21日に1回目が行われ、2回目の弁論準備が3月4日に予定されております。

結びに、今後もより健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

○中野 昭議長 管理者諸報告が終わりました。

◎一般質問

○中野 昭議長 日程第6、一般質問を行います。

質問者は1名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

金子真理子議員の質問を許可します。

金子議員。

○9番 金子真理子議員 それでは、議長よりお許しをいただきましたので、今期最終の定例会となります中で一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。件名1、平成31年度以降の施設及び設備に関する維持経費についてお伺いいたします。平成28年5月の一般質問と平成30年10月の決算質疑でお伺いしておりますが、当初の計画を変更し、状況の変化に対応して修繕を行う必要が生じており、計画の見直しを進めているとのことでした。予定では、新たな施設は平成35年度稼働となっておりますが、鴻巣行田北本環境資源組合では平成36年12月稼働に予定を変更いたしました。これも計画どおりにいった話でありますので、こちらの組合としてはもう少し先まで見通しておく必要があるのではないかと私は考えます。

そこで、施設や設備の修繕等の整備計画は数年を見通して立てておく必要があると思います。修繕費については、決算書に上がっておりますが、現在決算のほうは29年度まででございます。また、予算書には丸めて上がっておりますので、詳細についてはお尋ねしないとわからないという状況で

ございます。そこで、予測される修繕等経費についての計画を伺うということでございます。

(1) といたしまして、予測される修繕と経費についての計画を伺います。できれば一覧表でとお願いいたしましたが、もうそんなに計画されているものがないようでございますので、ここは口頭の説明ということになるようでございますが、よろしく願いいたします。

(2) といたしまして、維持管理に伴う委託料の変化はあるのか、お尋ねをいたします。

(3) といたしまして、構成市の負担金への影響、負担金の推移の予測について伺います。

件名2といたしまして、受託事業についてお伺いをいたします。(1) といたしまして、桶川市の焼却ごみは、次年度以降は受け入れないということの本組合の見解について伺います。桶川市は、本年度をもって焼却炉を閉じるということでございます。そうしますと、新施設のほうは吉見町とご一緒になって、埼玉中部資源循環組合のほうに加入をされておりますが、まだこちらの施設ができていないので、当分は他の施設に焼却ごみの処理を依頼するという形だと思えます。当組合についても多分打診はあったと思えますが、現在のところ受け入れないという見解を出されておりますので、そのことについてお尋ねをいたします。

件名3、大間処分場について伺います。(1) といたしまして、上尾道路との関係で進捗はあるのか。先ほどの管理者からのご報告の中に進展はないということでありましたが、いつごろか、そういったことは全く予測がされないのか、お尋ねをいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○中野 昭議長 1 回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 金子議員さんのご質問にお答えを申し上げさせていただきます。

1 点目のご質問、平成31年度以降の施設及び設備に関する維持経費についてでございますが、まず予測される修繕と経費につきましては、2市1町が進める鴻巣行田北本環境資源組合及び埼玉中部資源循環組合の新施設が稼働するまでの間は、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、維持管理に伴う委託料の変化につきましては、現在委託している業務は例年実施しているものがほとんどであり、現在の委託金額が大幅に変動することはないものと考えてございます。

次に、構成市町の負担金への影響につきましては、現在お願いしている負担金総額4億8,000万円を維持してまいりたいと考えてございます。

2 点目の受託事業についてでございますが、桶川市につきましては平成31年3月末に施設の停止ということで、埼玉県清掃行政研究協議会のごみ処理施設県内協力体制実施要綱の規定には当てはまらないこと、また当センターの地元住民の合意が得られないことから、受け入れることは厳しいと考えてございます。

次に、3 点目のご質問でございます。大間処分場についてでございますが、現時点では上尾道路

の関係で、国土交通省大宮国道事務所及び埼玉県から当組合へは連絡はございませんので、特に進展はございません。

いずれにいたしましても、詳細につきましては局長より答弁をいたさせます。

○中野 昭議長 局長。

○成井治久事務局長 金子議員さんのご質問にお答え申し上げます。

初めに、これまで当組合でも新施設建設の協議、検討をしてきた経緯がございますが、平成24年10月に当組合での新施設整備ではなく、新しい組織で進めることとなり、現在鴻巣行田北本環境資源組合と埼玉中部資源循環組合で新施設建設の準備を進めているところです。当時それぞれの組織では、新施設建設の計画目標年度が平成35年3月と平成33年3月と示されたことから、平成26年12月に平成30年度までの当センターの修繕計画を立案して、平成27年度から実施してまいりました。しかしながら、年々計画には予定されていない突発的な修繕が発生したことにより、修繕計画を見直しながら進めてまいりました。

ご質問の平成31年度以降の施設及び設備に関する維持経費についての(1)、予測される修繕及びその経費についての計画でございますが、平成32年度が計画最終年で、ろ過式集じん装置ろ布交換、また飛灰集合コンベヤ修繕を予定しております。しかしながら、突発的な修繕が発生した場合には、計画の変更もございませぬことをご理解賜りたいと存じます。

なお、経費につきましては、これから設定をさせていただき予定となっております。

次に、(2)、維持管理に伴う委託料の変化はあるのかでございますが、現在委託している業務は運転管理業務委託を初めとし、通年で実施している委託業務が主であり、施設設備の更新も予定しておりませぬので、委託料が大幅に変更することはないものと考えております。

次に、(3)、構成市町の負担金への影響の予測についてでございますが、負担金の総額は平成27年度から4億8,000万円をお願いをしております。また、当組合予算の主たる経費の約9割は清掃費の塵芥処理費でございますが、現在実施している修繕の支出がない場合でも6億円程度要することから、今後も構成市町負担金につきましては4億8,000万円をお願いしたいと考えております。しかしながら、今後突発的な大規模修繕などにより大幅な歳出増が見込まれる場合には、施設整備基金条例の規定で修繕に要する経費を充当することができますことから、施設整備基金を充てていくことも想定しなければならないと考えております。

次に、2点目のご質問、受託事業についてでございますが、これまで他団体の可燃ごみの受託処理につきましては、埼玉県清掃行政研究協議会のごみ処理施設県内協力体制実施要綱第5条の規定に基づき実施しております。この規定では、緊急事態として、突発的な施設停止または処理能力が低下した場合、また事前予測可能事態として定期点検整備または改修工事等であらかじめ計画された事態の場合と記されてございます。桶川市につきましては、平成31年3月末に施設の停止ということで、この県内協力体制実施要綱の規定には当てはまらないということで、地元住民から桶川市

のごみの受け入れについて合意を得ることができませんでした。次年度以降についても、地元住民の合意が得られなければ、受け入れることは難しいと考えております。

次に、3点目のご質問、大間処分場についてでございますが、上尾道路の関係で、現在のところ国土交通省大宮国道事務所及び埼玉県など関係機関からの当組合への連絡はありませんので、特に進展はございません。今後上尾道路整備スケジュールに合わせた大間処分場の対応案は示されると思われませんが、最悪な事態を想定しますと、埋め立てた灰全量を掘り起こして、民間の最終処分場に埋め立てる方法が考えられます。

以上でございます。

○中野 昭議長 金子真理子議員。

○9番 金子真理子議員 それでは、2回目の質問をやらさせていただきます。

件名1ですけれども、先ほども申し上げましたが、修繕についてなぜしつこく伺うかといいますと、新施設稼働まで滞ることなく、また経費を抑えて運転していただきたいと願うからでございます。新施設の稼働は、今後もおくれることはあっても、早くなるということはないと考えますので、突発的なものも含め、あらかじめ必要に応じた変更というのが当然起きると思っております。しかし、予算が全て伴うものですから、あらかじめの計画を持っているということで、緊急時にも適切に対応ができると思っておりますので、想定できる範囲でしっかりした計画を立案して進めていただきたいと思うわけでございます。

当初の予定では、今年度実施予定になりましたろ過式集じん装置ろ布交換、それから飛灰集合コンベヤが平成32年度に行うそうで、それで大きな修繕は終了できるということでございます。施設が老朽化しているということは事実でありますので、この間にも突発事項はあるかもしれませんが、2回目といたしましてお聞きしたいのは、定期的に改修、更新する工事などは高額なものは想定されないということで本当によろしいのでしょうか。

それから、平成33年度からは修繕費はかなり減額できるということになるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

また、平成29年度に先送りいたしました誘引送風機、それから飛灰搬送コンベヤといいますか、灰押出コンベヤといいますか、飛灰については集合コンベヤとかいろいろあるようで、私も詳しいところはわかりませんが、予定の中に入っておりますものは29年度に先送りしているのか、本年度に行っているのか、終わっているのかというところを確認させていただきたいと思っております。

それから、(2)の維持管理に伴う委託料の変化はあるかということでございますが、大幅に変更することはないとのお答えでしたが、消費税の増税、10月に予定されております。また、働き方改革に携わっている方々の人件費などはいかがなのでしょうか。また、長期契約のものについては、これらは勘案されているのかどうか、確認させてください。

それから、(3)の構成市の負担金の影響ということでございますが、施設整備基金の取り崩し

もあり得るようですが、基金の用途は廃炉の費用と大間の処分場の処理というのが現状では想定されております。もちろん基金の用途に修繕費使えるというのは条文に入っておりますので、そのことは問題ないのですが、用途の計画があるということにつきまして足りるのかなというのが、まず一つ心配でございます。29年度の決算では13億9,894万2,711円残高がありますということでした。平成30年度、今年度末の積立額の予測値はいかがなんでしょうか。現状の予算書では、こちらで1,000円ございますので、ただ大里広域市町村圏組合からの受託収入が9,490万円ですか、あるということで、基金に積み立てに幾らか回せるということであれば、現状の13億から14億円は超えると見てよろしいのでしょうか、お尋ねをいたします。

件名2といたしましては、桶川市のごみの受け入れについてですが、ごみ処理施設県内協力体制実施要綱に定めてある規定に該当しないということと、地元の合意が得られないので、お断りせざるを得ないということは十分に理解をいたしました。約束事は守らなければなりません。しかし、仮に逆の立場が発生した場合、私どもは3炉あるので、本当に想定外でありますけれども、新施設の稼働前に不測の事態が発生すると、どこにも受け入れてはいただけないということになります。桶川市は幸いといたしますか、さいたま市や川島町、また蓮田白岡の組合に一定程度の受け入れをまずは2年間お願いするようです。要綱にない受け入れですから、議会の了承も必要になるというふうに言われておりますが、協力体制の要綱を定めているということは、いわゆる地区内処理を基本とすること、また期間や量や経費を双方で合意すること、そのことによってごみが拡散せず適正な処理となるべく近場で行われるためにあるのだと私は思いますが、受託収入が受ける側にはありません。決してお金の問題ではないことは十分承知しておりますし、本組合が地元の意向は最重要と考えていることも理解しています。しかし、この問題の長期にわたって心配されるものなのだろうと思います。今後桶川市から再度の依頼があった場合、新施設の建設が延びるような状況が見られた場合などは、地元の方々のご意見を伺う機会をつくるということがあり得るのでしょうか、お尋ねさせていただきます。

件名3、大間の処分場のことで、上尾道路との関係ですが、現状は動きがないということで。となりますと、引き続き作物補償料79万9,000円を経費として整地状態を継続するということになるというふうに承知をするものですが、29年度に仮に掘り起こすと約6億円程度の費用が試算されておりますが、掘り起こしをした後、出てきたものの埋め立てに回すということでしたが、処理工程は具体的にはどのようにするとのことでの想定だったのか、お聞かせください。

以上、2回目、よろしく願いいたします。

○中野 昭議長 答弁を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 それでは、金子議員さんの再質問にお答え申し上げます。

1の(1)の高額な修繕は想定されないのかということですが、今後当センターの稼働

が大幅に延長された場合に想定できる高額な修繕といたしましては、ボイラーの水管交換が高額になります。毎年点検整備でボイラーの水管の肉厚を計測しておりますが、水管の肉厚が減少してきておりますので、このままですとあと10年はもたないと診断はされております。ちなみにこのボイラー水管の交換ですが、1炉当たり5億円以上かかると言われております。

次に、平成33年度からの修繕費は減額できるのかということですが、毎年実施している焼却炉等定期点検整備は約8,000万円かかっております。業務内容は、点検整備と修繕を行うわけでありませんが、その費用割合はおおよそ6対4ということで、点検整備が約4,800万円、修繕が約3,200万円となります。したがって、毎年3,000万円以上の修繕がこの委託業務で実施されており、計画していた修繕は終了いたしますので、現在のところ減額はできるものと考えております。

次に、29年度以降に先送りした修繕は終わっているのかということですが、誘引送風機は平成31年度予算の塵芥処理費、この修繕料で予定をさせていただいております。また、飛灰搬送コンベヤは、同じく31年度予算の委託料の焼却炉等定期点検整備委託の修繕で予定させていただいております。

1の(2)の消費増税による経費はどうするのかでございますが、31年度予算では消費増税が見込まれる業務につきましては、増税分の計上をお願いさせていただいております。

1の(3)の施設整備基金の30年度末の積立額の予測値につきましては、平成29年度決算と同じ13億9,894万2,711円でございます。その理由といたしましては、昨年10月議会で金子議員さんから基金の運用についてご指摘を受け、効率的で有効な運用に取り組んでまいりたいとお答えをいたしております。基金の利率につきましては、財政調整基金が0.01%、施設整備基金が0.002%と低かったことから、施設整備基金13億9,894万2,711円を10月議会終了後、埼玉りそな銀行から埼玉中央農業協同組合へ貸し換えをいたしております。埼玉中央農業協同組合の利率は0.08%でございますので、本年10月の満期には111万円程度の利子が見込めることから、施設整備基金に積み立ててまいりますので、31年度末は14億円を超える見込みでございます。

また、受託収入の減ですが、議案第3号の補正予算では受託事業収入が約4,000万円増となりますが、平成31年度予算では財政調整基金繰入金7,500万円を超えることから、施設整備基金には積み立てをしておりませんが、31年度の受託事業収入については状況により施設整備基金への積み立ても考えてまいります。

2の(1)の桶川市につきましては、管理者から後ほどご説明があります。

3の(1)の大間処分場の掘り起こしの処理工程についてでございますが、掘り起こしの6億円の試算につきましては、実は平成18年に試算した費用でありました。平成29年にいろいろな資料をもとに事務局レベルで調べたところ、大間処分場内の掘り起こし工事で約5億5,000万円、大間から民間の処分場に灰を埋め立てる費用が約2億5,000万円、合わせて8億円程度かかるのかなと想定しておりますが、あくまでも事務局レベルでの数字でございます。正式な見積もりをとったわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○中野 昭議長 管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、金子議員さんの再質問、受託事業について私のほうから答弁させていただきます。

まず、基本的にこの埼玉中部環境保全組合、構成市、町のごみを適切に処理して、組合を安定的に運営していくことが大前提であろうというふうに考えます。そして、金子議員さんご質問の中で、再度桶川市から依頼があったときというお話でございました。先ほど埼清研の第5条の規定に基づく範囲内でありますと、なかなか合意が得られない可能性はございますけれども、依頼があった場合にはご相談をさせていただきたいとは考えています。何よりも組合を運営するには、地元の合意形成、ご理解がなければできないということもございますので、しかしながら逆の立場というお話も金子議員さんからございましたので、お話をすることはしっかり伝えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○中野 昭議長 2回目の答弁が終わりました。

金子真理子議員。

○9番 金子真理子議員 それでは、3回目を確認ということでさせていただきたいと思います。

件名1のほうにつきましては、大変慎重に将来を想定して、高額な修繕もあり得るかもしれないというようなお話を聞かせていただきました。それがないように、早く新施設ができることを議会でも協力していきたいというふうに思います。今後につきましては、計画に沿ってまた想定外のことも冷静に、適切に対応いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それから、受託事業についてですが、私も別段桶川市から頼まれたわけでも何でもございません。ただ、逆の立場になったときにどうなるのだろうということと、この周辺の焼却炉、みんな老朽化しておりますので、いつ何どき何が起きるのかわからないということでは、地域間の協力というのは、ほかの行政の事業についても多々あると思いますので、良好な関係をつくっていくという意味で、地元のご理解を深めていくというのはとても大事なことだと思います。また、今後の組合につきましても、将来的には近いところに設立されて、新たな稼働が行われる予定になっているということでは、本当に地元と良好な関係が一番大事なのだろうと思いますので、できる限りこの話し合いを持ってご理解を深めていくということを進めていただけたらなという思いでお尋ねをいたしました。

ただ、本当逆の立場になりますと大変高額な費用がかかるということと、遠くへ持っていくことの心配というのですか、費用ももちろんそうですが、距離も長く伸びることによって事故の問題であるとか、さまざまなことが発生するようで、改めてお話を伺ったときに大変なことなのだなということを実感いたしましたので、お互いに自治体間で協力ができることがあれば、良好な関係を持

って進めていくというのは将来的に大切だと思ったので、質問させていただいたわけでございます。管理者のほうから再度の機会もあり得るというお答えで、大変何か温かさを感じました。どうぞよろしく願いいたします。

それから、大間の処分場ですが、試算のほうはあくまでも事務局レベルということでございます。時代が変化しておりますので、その当時よりも安くなるということはあるのではないかなと思いますので、基金を投入するということになっておりますので、できることでありましたら基金のほうの積み立てを続けていただくということが肝要かなと思います。間もなく30年度の決算も出ると思いますが、利息収入だけは積んでいただくというようなことで、利息がふえるということで、これはよかったなとは思ったのですけれども、ぜひ今後においても大変厳しい財政状況だとは思いますが、積立金も積み上げていっていただきたいというふうに思います。市民の立場からしますと、想定されることに急な大きな予算が必要になったということで、負担金がふえるということは他の事業への影響もありますので、ぜひよろしくご検討いただきたいと思っております。

3回目は要望とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○中野 昭議長 金子議員にたゞしますが、件名1点目、2点目、3点目ともに要望ということでしょうか。

○9番 金子真理子議員 はい。

○中野 昭議長 それでは、要望ということですので、答弁はありません。

以上で金子議員の質問は終了いたします。

通告がありました一般質問を終結いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○中野 昭議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、当組合の議員及び特別職の期末手当の支給率を改正するため、昨年12月19日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、関係する条例の整備をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、同じく昨年12月19日に埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、議案第3号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,481万円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ7億8,278万円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料1,000万円の増額、財産収入1万円の増額、繰入金3,750万円の減額、諸収入の受託事業収入4,090万円の増額、雑入140万円の増額であります。

歳出につきましては、総務費、総務管理費、財政調整基金費1万円の増額、衛生費、清掃費、塵芥処理費1,480万円の増額であります。

次に、議案第4号 平成31年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,845万9,000円とし、前年度に対し581万円、0.78%の減といたしたいとするものであります。

歳入の主なものは、構成市町からの負担金4億8,000万円、地方交付税分負担金750万円、使用料及び手数料1億5,000万円、繰入金7,510万6,000円、諸収入2,085万1,000円等であります。

歳出の主なものは、議会費616万4,000円、1万4,000円の増額、総務費4,461万4,000円、680万6,000円の増額、衛生費6億8,268万1,000円、1,263万円の減額であります。

以上、議案第1号から議案第4号につきまして、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、原案のとおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、議案の説明とさせていただきます。

○中野 昭議長 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○中野 昭議長 日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑に入ってまいりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年12月19日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

改正内容につきましては、議員と特別職職員の期末手当の率の改正であります。

議案を2枚めくっていただき、埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をお願いいたします。このたびの改正に関する2本の条例を改定したもので、第1条及び第2条は埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例、また第3条及び第4条は埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例を改定したものであります。

次のページの議案第1号資料―1、新旧対照表をお願いいたします。第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改め、この改正は平成30年12月の期末手当適用となります。

次のページの議案第1号資料―2をお願いいたします。第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改め、平成31年4月1日から施行する改正であります。これまでの期末手当の改定では、12月期の期末手当を0.05月分引き上げた場合、次年度からの6月期と12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き上げてまいりましたが、今回の改正は職員と同様に、平成31年度以降の支給月数を6月期と12月期で平準化させていただきました。

次のページ以降の議案第1号資料―3及び資料―4につきましては、特別職職員について、議員と同様の率の改正をしたものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○中野 昭議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑ございますか。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、お伺いしたいと思います。

埼玉中部環境保全組合につきましては、今提案をされている専決処分が行われたということでありまして、構成市町が関係をする他の一部事務組合においての対応を把握してありましたら、ご報告をお願いしたいと思います。

○中野 昭議長 事務局長。

○成井治久事務局長 この近辺ですと、北本地区衛生組合、あと県央広域事務組合がございますが、それぞれ専決処分をしているものというふうには認識しております。

以上であります。

○中野 昭議長 杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 今2つの一部事務組合を例にご答弁いただいたわけなのですが、議員においては議会運営委員会で10月の決算議会の際にそういうお話もあったと記憶しておりますけれども、正副管理者におきましては正副管理者会議の中でそれぞれ協議をされたというふうに思いますが、協議をされる際に、今ご答弁いただいた北本地区衛生組合、県央広域事務組合、それ以外の構成市町が関係する他の一部事務組合の状況について、確認をして、比較をして、検討されたのか。その点、今2つの事務組合のみご答弁いただきましたけれども、他の組合も含めて比較をされて検討されたのか、その点を伺いたいと思います。

○中野 昭議長 事務局長。

○成井治久事務局長 正副管理者会議におきましては、今の2団体の状況を説明し、また構成市町、鴻巣市、北本市、吉見町の議会の状況を見ながら専決処分をするようなお話がありましたので、ご了解をお願いしたいと思います。

○中野 昭議長 杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 検討材料とした内容については承知しました。

そうしますと、協議の中でそれぞれ引き上げがあったということで専決処分されたというふうにするのですが、至った理由、引き上げをするということに至った理由はどのように担保されているか、伺いたいと思います。

○中野 昭議長 事務局長。

○成井治久事務局長 これまで中部環境保全組合につきましては、職員の期末手当が下がった場合、議員及び特別職職員も下げてまいりました。また、今回のように上がった場合も、職員と同じように上げてまいりましたので、組合の慣例といたしましてこのような説明をさせていただいて、ご理解いただいております。

以上でございます。

○中野 昭議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありますか。

杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、反対の立場から討論に参加をいたします。吉見町議会選出の杉田しのぶです。

今議案は、一般職職員の人事院勧告による期末手当の規定に基づいて、議員及び正副管理者の期末手当を引き上げるということで専決処分をされたものであります。職員につきましては、給与等については条例上、鴻巣市を準用するというふうになっておりますけれども、私ども議員、正副管理者におきましては条例で提案されておりますように、中部環境保全組合として独自の給与条例を持っておりますので、職員が引き上げとなったからといって、連動して上げなくてはならないというものではございません。

また、今回改めて質疑の中でも、他の一部事務組合の状況を伺いましたけれども、改めて中部環境保全組合構成市町が関係をする他の一部事務組合の状況、全てではありませんけれども、これ調査をいたしましたところ、先ほどの答弁のように北本地区衛生組合、県央広域事務組合では本組合と同様の形で専決処分がされておりました。しかしながら、鴻巣行田北本環境資源組合並びに埼玉

中部資源循環組合におきましては、そもそも議員と正副管理者が期末手当自体がないということで、また吉見町が関係しております比企広域市町村圏組合におきましては費用弁償の支給のみで、報酬、期末手当の支給がないという状況でございました。私が調べた範囲ではありますけれども、構成市町が関係する一部組合間でもこれだけの違いがありました。

また、かねてから申し上げておりますとおり、議員と正副管理者におきましてはそれぞれの自治体で報酬や給与が支給をされており、それに基づいた形で期末手当が支給をされております。職員と連動して考えるべきではないという立場から、本議案に反対をし、討論といたします。

○中野 昭議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○中野 昭議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○中野 昭議長 日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年12月19日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

本補正は、議員及び特別職職員の期末手当と、平成30年人事院勧告に伴う職員の人件費の増額分を補正したものであります。なお、その原資は、歳出予算の委託料の入札執行残を充てさせていただきましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、詳細につきまして申し上げますので、議案の最後のページ、5ページをお願いいたします。1款議会費、1目議会費、3節職員手当等1万4,000円の増額、議員13名の期末手当0.05月分であります。

2款総務費、1目一般管理費11万9,000円の増額、特別職職員3名、総務課職員3名の人件費で、2節給料1万4,000円の増額、3節職員手当等8万5,000円の増の内訳は、特別職期末手当4,000円、一般職員地域手当1,000円、期末手当4,000円、勤勉手当7万6,000円の増額であります。4節共済費1万9,000円は、市町村職員共済組合負担金の増額で、職員の給料及び職員手当等の増に伴うものであります。19節負担金、補助及び交付金1,000円は、埼玉県市町村総合事務組合負担金の増額で、職員の給料の増に伴うものであります。

3款衛生費、1目清掃総務費1万円の増額、施設課職員2名の人件費で、2節給料2万1,000円の増額、3節職員手当等3万8,000円の増の内訳は、地域手当2,000円、期末手当4,000円、勤勉手当3万2,000円の増額であります。4節共済費1万円は、市町村職員共済組合負担金の増額で、職員の給料及び職員手当等の増に伴うものであります。19節負担金、補助及び交付金5万9,000円は、埼玉県市町村総合事務組合負担金の減額であります。

なお、本来ですと職員2名の給料が増となりましたので、増額となるべきであります。昨年10月の議会の補正予算（第1号）で4月1日の人事異動に伴う補正増をお願いした内容に負担金掛け率の計算ミスがございましたことから、今回減額をお願いするものでございます。大変申しわけございませんでした。

以上、人件費が増額となりましたので、その原資として、2目塵芥処理費、13節委託料、環境調査業務委託料14万3,000円を減額しております。これは、環境調査業務委託料の入札執行残が約28万円ございましたので、そのうち14万3,000円を原資としたものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○中野 昭議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○中野 昭議長 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○中野 昭議長 日程第9、議案第3号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑に入ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第3号 平成30年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）につきまして説明申し上げます。

表紙の裏面、1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,481万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,278万円とするものであります。

詳細につきまして申し上げますので、5ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、2款使用料及び手数料、1節清掃施設手数料1,000万円の増額につきましては、1月末までの実績により増額をするものであります。

3款財産収入、1節利子及び配当金1万円の増額につきましては、財政調整基金積立金預金利子の確定に伴い増額をするものであります。

4款繰入金、1節財政調整基金繰入金3,750万円の減額につきましては、6款諸収入の受託事業収入の増額が見込まれますことから、減額をするものであります。

6款諸収入、2項受託事業収入、1節ごみ処理受託事業収入4,090万円の増の内訳は、大里広域市町村圏組合1,400万円、当予算では4月から12月までの3,000トン計上しましたが、2月と3月の追加依頼があり、約780トンの増によるもので、処理費トン当たり1万8,000円であります。小川地区衛生組合2,100万円は、5月、6月、10月から12月、そして2月の受託依頼があり、約1,089ト

ンの受け入れによるもので、家庭系ごみ約640トン、処理費はトン当たり2万円、事業系ごみ375.31トン、処理費はトン当たり2万2,000円であります。川島町590万円は、8月の受託依頼があり、291.31トンを受け入れたもので、家庭系ごみ220.47トン、処理費はトン当たり2万円、事業系ごみ70.84トン、処理費トン当たり2万2,000円であります。処理費の違いにつきましては、それぞれの団体で定めております事業系手数料と当組合の事業系手数料を照らし合わせまして、高いほうの単価で契約をさせていただいております。

次に、3項雑入、1節雑入140万円の増額につきましては、1月末までの実績により有価物売却収入を増額するものであります。

次に、歳出ですが、6ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、2目財政調整基金費、25節積立金1万円の増額につきましては、積立金預金利子の確定に伴い増額をするものであります。

3款衛生費、1項清掃費、2目塵芥処理費、11節需用費1,480万円の増額をお願いするものであります。光熱水費750万円及び薬剤費100万円につきましては、他団体からのごみの受け入れ量の増に伴い、2炉運転の日数がふえたことによるものであります。また、修繕料630万円につきましては、突発的に発生した修繕費用を増額いたしたいとするものであります。昨年の台風24号の影響により、工場棟5階にある復水器ヤードの防護壁の一部が剥がれ、そのままにしておきますと蒸気を液化する高圧蒸気復水器が損傷してしまうおそれがあり、炉の停止にもつながりますことから、その撤去費用として420万円。また、ごみ投入ステージの開閉扉と2号炉フィーダ、ごみを焼却炉内に押し出す装置を、鋼板等の腐食により支障を来しておりますので、それぞれ腐食部分の修繕で210万円、合わせて630万円の補正をさせていただきたいとするものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○中野 昭議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑ございますか。

杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、6款諸収入、2項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入、1節ごみ処理受託事業収入についての項目についてお伺いしたいと思います。

それぞれの組合あるいは町からごみの受け入れがあるということで補正予算に組み込まれておりますけれども、受け入れる際に協議をされているのではないかというふうに思うのですが、それぞれの組合、町におきまして、修繕等でごみが燃やせないために中部環境で受け入れはされているのだろうかというふうに思いますけれども、それぞれの組合、また町で収集された焼却ごみの全量を中部環境で受け入れをしているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○中野 昭議長 事務局長。

○成井治久事務局長 まず、今年度大里広域市町村圏からの受け入れがございますが、大里広域市町

村圏組合ではほかの団体にもお願いをしているというふうに伺っております。また、小川地区衛生組合におきましても、民間の施設とほかの施設におお願いをしているというふうに伺っております。川島町の受託につきましては、全量が中部環境に来ているものと考えております。

以上でございます。

○中野 昭議長 杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 特に大きく、一部事務組合については他団体におお願いしているというご答弁でしたけれども、以前にも受託ごみの分別方法の違いについて質問をした経緯がございますけれども、今回受け入れをしております大里広域市町村圏組合につきましては、前にも言いましたが、プラスチック製品、発泡スチロール、革製品と、川島町につきましては細かい形でしかちょっと調べられなかったのですけれども、ボールペンですとか靴、かばん、プラスチックハンガーですとかCD、DVDなど、中部環境構成市町としては燃やせないごみに該当するごみが可燃ごみとして収集をされ、焼却処分、こちらで受託をするわけですから、中部環境で焼却処分がされることになります。

以前質問したときには、ダイオキシンの数値としては問題ないという測定結果が出ているということでご答弁をいただいておりますけれども、私ども構成市町の住人とすれば、環境対策として、あるいは焼却炉を長もちさせるために分別の徹底をして、対応しているという状況があると思えます。また、地域の集積所にプラスチック製品や靴、かばんといったようなごみが燃やせるごみの袋の中に混入をしていけば、地域の衛生委員さんやごみ当番が分別をし直して出したり、あるいは吉見の場合ですけれども、収集されなかった可燃ごみを役場の職員がとりに行って分別をして出したりということがされております。受託ごみだからこうしたルールは守らなくてもいいという、私はここに非常に矛盾を感じるのですけれども、この現状を構成市町の住民が知ったら納得がいただけるのかどうか。ダイオキシン問題とは角度を変えて、今回質問させていただいておりますけれども、この点について中部環境保全組合としてどのようにお考えになるのか、お伺いしたいと思います。

○中野 昭議長 事務局長。

○成井治久事務局長 まず、当中部環境でも、実は平成10年、11年にダイオキシン類対策工事を行ったときに、周辺施設の5カ所にそれぞれごみをお願いした経緯がございます。そのときも受け入れる団体によって分別の状況も違いますし、そのルールが違って、かなり厳しいことを言われた経緯もございます。そういうことを踏まえますと、当中部環境でも当初から分別を住民の方に分別の徹底をお願いしてきましたけれども、どうしてもこの受託ごみにつきましてはそれぞれの分別の方法が違いますことから、急にそれを中部環境の分別に合わせるといことはなかなか厳しい実情があると思われしますので、担当同士では必ず受託の容認をするときには、できる限り分別の徹底をそれぞれの市民や町民にお願するようには、事務局レベルでは努力しておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○中野 昭議長 杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 確かに言われるように、今までの分別と一定期間、分別の仕方が変わると思います。この住民の皆さんにとっては大変なことで、なかなか即対応できることではないのかなというふうには感じるのですけれども、私も事前に調査をさせていただきましたが、川島町に問い合わせをしましたところ、先ほどの答弁で時期ですとかをお答えいただきましたけれども、川島町はできるだけごみピットにためておいて、そのため切れなかった分を中部環境にお願いするというようなことを言われておりました。小川地区は、滑川町の分の受け入れをお願いしていると。大里広域市町村圏組合については、1月末時点で全体のごみ量の3割を受け入れていると、平成30年度ですけれども、ということでありました。

中部環境以外での受け入れは、先ほど民間というご答弁がありましたけれども、寄居のオリックス、小川のエコ計画という民間も含まれておまして、民間ではトン当たり3万4,800円から3万4,900円と、100円しか差がないのですけれども、その金額で受け入れをしていると。中部環境よりも約2倍近い受入額となっております。もともとプラスチック類も焼却をしている施設のようなので、そうした熱にも耐えられる。中部環境もそういうふうにしてあるとは先ほどありましたけれども、ちょっと施設の構造もまた違うのかなというふうに、より頑丈とか、強固になっているのかなというふうに思いながら、この金額を私も聞きましたけれども、もともとそこが大きな違いとしてあります。

ですので、先ほど中部環境を過去に受け入れていただいた経過があるということで、持ちつ持たれつと、先ほど一般質問の中でもありましたけれども、そういう考え方もありますが、しかしながらやはり構成市町の中では分別をされて、それに合わないごみは収集もされずに、再度衛生委員さんなりが分別をしているという状況もありますので、やはりそれを私は非常に矛盾していると。幾ら受託ごみでも、やはりそこはなかなかご理解がいただけない部分ではないかというふうに思いまして、今回質問させていただきました。

今後焼却ごみの受け入れをする際には、先ほど答弁でもありましたように、1カ所、中部環境だけで受け入れているのは今回川島町だけです。よその地域、例えば大里広域ですとか小川地区は幾つかに分けて依頼をしているわけですので、もし仮に分別が違う地域のごみを中部環境が受けなくても、よそで設けられる状況があるのです。うちが受けないと、もうごみ焼却はできなくなってしまふということでは、民間も含めてございますので、やはり中部環境の分別方法と違うところのごみは、私は受けないでいただきたいというふうに思いまして、発言をさせていただきました。なかなかちょっと難しいようなお話もありましたけれども、今申し上げたことも含めて、今後協議なりで、正副管理者等もご協議いただいて対応をしていただくことを切にお願いし、質問を終わります。

○中野 昭議長 要望でよろしいですね。

○13番 杉田しのぶ議員 はい。

○中野 昭議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○中野 昭議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前11時09分

○中野 昭議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○中野 昭議長 日程第11、議案第4号 平成31年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算についてを議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

質疑のある方はございますか。

杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、質問させていただきたいと思います。

12ページですけれども、こちらについてもちょっとお伺いしたいのですが、3款衛生費、1項清掃費、前のページからなのですが、1目清掃総務費で、説明欄ではセンター運営協議会補助金というところでございます。10万円の減の理由につきましては、残があるためというふうにご説明ありま

したけれども、今回31年度では宿泊の視察研修は予定をされているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○中野 昭議長 事務局長。

○成井治久事務局長 このセンター運営協議会につきましては、年に2回ほど会議があります。また、年に1度、視察研修もしておりますので、これから新年度5月ぐらいになると思うのですが、センター運営協議会の会議運営につきまして、委員さんに31年度の1年間の行事予定を説明させていただき、そこで決定いただければ、31年度も視察研修を実施するというところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○中野 昭議長 杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 これから予算計上としては含まれているというご答弁であったというふうを受け取りますけれども、私過去にこの関係で質問させていただいたときの議事録を今持っているのですが、十数年前に財政状況厳しいときに、1度日帰りにしたらどうかというようなお話もあった中で、そのときには地域の方、協議会の委員の方々の意向も踏まえて継続をしているというご答弁をいただいております。

これ3年前の会議録なのですが、その後、そのときに私のほうで十数年前に検討されて以降、中部環境保全組合としてはそれぞれ構成市町がそれぞれの形で、一方では埼玉中部資源循環組合、それぞれの新しい形でごみ処理の方法を今始めているというか、検討というか、建設に向けてそれぞれ動き出している中で、その視察の必要はということで質問をさせていただいておるわけなのですが、そういった中で新しい施設を見ていただいて、地元の方のご理解をいただくということは役割を終えたのではないかとということで質問をそのときにさせていただきました。そのときには、当時市川副町長が会長をされていて、地元の委員の皆様もいらっしゃるもので、皆さんの意見を聞いて、今後検討したいみたいな答弁をいただいたのですが、その後センター運営協議会の中で視察の実施について、日帰りとか、あるいは見直しだとか、そういう点で事務局から、例えば議会からご質問が出ているというような形で報告はされて、検討されたのかどうか。3年ほどたっているのですが、どんな経緯か、伺いたいと思います。

○中野 昭議長 事務局長。

○成井治久事務局長 あくまでもセンター運営協議会の会長さんのご判断でございますので、過去3年間にセンター運営協議会でその視察研修を日帰りにするかどうかという検討は、私はされていないように認識しております。

以上でございます。

〔議長、暫時休憩してくれ〕という人あり〕

○中野 昭議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時16分

○中野 昭議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉田しのぶ議員。

○13番 杉田しのぶ議員 今休憩中にお話もいただいたのですけれども、確かに今のような隔年でというと、それぞれご意見も出るということは予想はされるというふうに思うのですけれども、例えば私が今回この発言をしている趣旨というのは、他の地域のごみ処理施設を見学するための視察研修だというふうに思うのですけれども、地元の皆さんに中部環境保全組合として安全安心に施設を運営していますよということも含めて、そういうことをご理解いただくということでは、私はよその施設を見て、最新のところを見てというよりは、中部環境を見ていただいてご理解をいただくほうがよっぽど現実的ではないかというふうに思うのです。私の意見ですけれども。見直しの方向といても、今言われたように難しい点、公平不公平という面もあるかもしれませんけれども、これまでの目的が始まった当初と変わってきているということも含めて、やはり会長がというお話が先ほどありましたけれども、予算もつけておりますので、中部環境保全組合としても議会でこういうご指摘があったということも報告をいただいて、今後検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○中野 昭議長 要望でよろしいですね。

○13番 杉田しのぶ議員 はい。

○中野 昭議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○中野 昭議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の件

○中野 昭議長 日程第12、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

田中議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査としたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。田中議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野 昭議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○中野 昭議長 以上で、本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会に提案申し上げました議案につきましては、慎重ご審議、そしてさらには貴重なご意見、そして一般質問もいただきました。いただきましたご意見につきましては、今後の施設の運営に十分役立ててまいりたいというふうに思います。

ご案内のように、当センターは昭和59年に稼働して以来、35年が経過しようとしておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして、順調に運転をさせていただいております。深く感謝を申し上げる次第でございます。当組合のごみ処理業務は、住民生活に直結する大切な業務でありますので、住民生活に支障を来さぬよう細心の注意を払って進めてまいります。

結びに、今後も地域の皆様と協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝を祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○中野 昭議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○中野 昭議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成31年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時21分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年2月19日

議 長 中 野 昭

署 名 議 員 田 中 克 美

署 名 議 員 渡 邊 良 太

署 名 議 員 松 島 修 一